

# I 職業紹介事業

あいりん地域で日雇募集を行う求人者にセンターへの登録を誘導し、求職活動を行う求職者への労働条件明示や雇用環境の向上を図った。特に、求人者には法に則った求人申込みを推進することやセンター東側に設けられている駐車場の空き情報等を公平に提供することを通し、相対方式における求人求職活動の円滑化に取り組んだ。

窓口紹介では、求人依頼があった全てを大型モニターや窓口に掲示し、労働条件を明示することや地域求人の集約化を図ることで求職者への利便性を高め、窓口利用者及び職業紹介数の増加に努めた。また、職業紹介時に日雇を希望する求職者には、日雇の保険制度加入を案内した。

近年、地域には複合的な生活課題を抱えている就労困難者、コロナ禍等の影響により仕事を失い相談に来所する新たな求職者や外国人が流入し、多様な支援が必要とされている。その一方で、地域求人の大部分を占める建設業の求人においては、人手不足が深刻化し、新たな求職者開拓も急務であった。

そういうた求職者状況の変化や働き方の多様化から、求職者が求める求人の募集形態も変化しており、この変化に対応するため、建設業等の日雇就労だけでなく、警備業・清掃業・介護業・運輸業・倉庫業に関わる就労、1日2～3時間程度の短時間就労や週1～3日程度の就労等、求職者のニーズに沿った多様な職種の求人開拓を行った。

また、地域求人の特色として中小企業の求人者が多数を占めており、雇用条件の向上に向けた取組みが遅れている場合も散見された。これらの求人者に対し「魅力ある職場づくり」に向けた雇用条件の向上が図られるよう、情報共有、意見交換や社会保険労務士による個別・集団指導及び求人の募集形態に応じた社会保険の加入事例を啓発し、雇用条件等の底上げや求職者向けにその可視化を一層促進した。

改善が図られた雇用条件等、求職者に役立つ情報は、広報活動を通じ積極的に外部に発信した。人手不足の解消に向けた求職者の開拓は、従来の方法に加え、地域に潜在していると推測される外国人労働者のリサーチを含め、地域団体等の協力を得ながら情報収集を行った。

また、あらゆる求職者が就労に向けて再チャレンジ可能な伴走型の支援体制を整えることにより、「地域での就労支援の拠点化」を追求した。

これらの取組みにより、中期経営目標である窓口紹介による契約求人で「雇用条件の向上を図った求人」の紹介延数は1,745人となり、本年度目標の1,500人を達成した。

## 1 職業紹介

### (1) 相対方式による直接募集求人の労働条件明示支援

あいりん地域で、センターを通さず日雇募集を直接行う求人者には、求職者が雇用条件の把握を明確に行えるようセンターへの登録を誘導した。センターへの登録と求人申込みを行った求人者には、求人受理時に求人票(控)を交付した。併せて、希望する求人者には、求人票(控)A3版を交付し、求職者への労働条件明示支援を行い、相対方式における求人求職活動の円滑化を図った。宿舎環境のアピール支援では、Wi-Fiを完備している事業所には、Wi-Fiのシールを配る等の工夫を行った。また、窓口求人の利用がない求人者には、その利用を促進した。

令和4年度は、新型コロナウイルスの収束が見通せないなか、世界情勢の不安定化による原油価格や原材料費の高騰や慢性的な人手不足により受注が容易に出来ない環境等が影響したもの、概ね目標の求人数となった。

[第1表－1～8、図表①～⑤]

※「相対方式」とは、求人者と求職者が直接面談し、両者の合意により雇用契約が成立する形態をいう。この場合の求人者とは、センターに求人申込みをしている求人者を指す。

## (2) 窓口紹介による現金求人

窓口に来所する求職者からは、現金求人への要望が多いことから、当日紹介は早朝5時以降、翌日紹介は10時20分以降に紹介を行った。紹介にあたり、大型モニター、外部モニターや窓口掲示等を活用し、雇用条件の明示を行った。また、求職者のニーズを聞き取りながら「就労支援システム」を活用し、適格者紹介を充実させ、マッチングの強化を図った。

[第2表-2]

※「就労支援システム」とは、サーバーにより求人情報を集中管理し、その情報をセンター内のサイネージ(テレビモニター)にて表示し、求職活動を促すもの。また、求職者の相談内容や紹介先情報も一元的に管理可能となるシステム。

## (3) 窓口紹介による契約求人(30日以内の雇用)

契約求人は受理した全求人の雇用条件を明示するため「就労支援システム」を活用することに加え、事業所の特色、求人内容や就労場所への経路等を求職者へ分かりやすく説明することやミスマッチ軽減のため求職者が宿舎等のイメージを把握できるよう専用モニターを設置し、求人内容の視覚化を図った。また、センター内で面接場所を設けている点を求人・求職者に説明し、その利用促進を図り、適格者紹介の推進を行った。

雇用条件の向上が図れた求人に関しては、その内容を積極的に求職者に説明することや、求人票の別掲示を行ったことで、「雇用条件の向上を図った求人」の延紹介人数は、1,745人となった。

[第2表-1]

## (4) 窓口紹介による一般求人(30日を超える長期の雇用)

職種転換や短時間就労といった多様化した求職者ニーズにも応えるため、求人開拓により新たに申込みが行われた求人を、紹介窓口前的一般求人専用モニターでその内容の明示を行った。また、職業選択の幅を広げるためハローワーク求人の活用も併せて行った。

求職相談に関しては、希望職種や条件、職歴や資格等の聞き取り内容を参考にし、相談内容に沿った複数の求人を求職者に提案することや面接に必要な履歴書の作成を行い、安定就労先へのマッチングを図った。

[第3表]

## (5) 高年齢者職業紹介

「高年齢者等の雇用の安定に関する法律」による高年齢者(55歳以上)の求職ニーズは、就労意欲や体力面の個人差もあり、建設業等の日雇就労に限らず、他業種への転換や短時間での就労等多様である。このため、警備業や清掃業等、そのニーズに沿った多様な職種の求人開拓を行うことで、求職者個人の希望に応じた求職相談、就労支援に繋げた。

また、就労機会が減少し、生活に困窮している求職者には、高齢者特別清掃事業(登録制)の案内を行った。

### ① 高年齢者窓口紹介

求職者の体力や経済状況等を聞き取り、各々の能力や状況にあった紹介を行った。

また、相対方式等によりセンターを介さず就労してきた求職者で就労が困難になりつつある高年齢者に対しても、雇用している求人者にセンターへの誘導を依頼し、「利用者カード」

を発行することで関与を強めた。

[第5表、図表⑦]

※「利用者カード」とは、新規来所者に対して、統一した聞き取り表をもとに相談記録台帳を作成するもの。

利用者がセンターの様々なサービスを希望する際に、カードの提示を求める。就労支援システムによる電子カルテ化で、個人情報管理とともに利用者の利便性の向上を図っている。

## ②「高齢者特別清掃事業（特掃）」等の輪番紹介

高年齢者となり、日雇で就労することが困難である求職者を対象とした特掃の登録者に、就労場所（仮センター駐車場作業員・旧センター周辺清掃・地域外清掃・道路清掃・市有地・シェルター清掃）別に輪番紹介を行った。

なお、登録の更新にあたっては手続きの簡素化、紹介にあたっては求職者同士のソーシャルディスタンスの確保、待合の換気やカードの受け渡しは非接触とし、新型コロナウイルス感染予防対策を図った。

また、早朝時間帯の就労となる仮センター駐車場作業員（早朝・午前）及び旧センター周辺清掃（午前）については、前日に翌日分の輪番紹介を行った。

[第6表-1～2、第7表、図表⑦・⑧]

## (6)「求職者」の開拓、「求人情報」等の提供

地域で求職活動を行っている求職者について、地域の支援団体等と連携し、その情報収集を行った。また、地域に潜在していると思われる外国人労働者が出入りする食材店、不動産業や日本語学校等にリサーチを行い、新たな労働力として期待される求職者層にアプローチを図る等、幅広く求職者開拓の可能性を探った。

窓口求人の情報提供に関しては、求人一覧表や窓口紹介の流れ等のチラシを地域の支援団体に掲示依頼することや地域の支援団体に出向き、出張求職相談を行った。

改善が図られた雇用条件等、求職者に役立つ情報は、ホームページ等で積極的に外部に発信する等広報に努めた。また、職業紹介時に日雇を希望する求職者には、日雇の保険制度加入を案内した。

## 2 求職相談

### (1) 一般求職相談

「利用者カード」と「就労支援システム」の活用により、すべての求職者に対し適格者紹介に取り組んだ。従来の適格者紹介に加え、NISHINARI就職応援フェアを9月15日

（木）と2月6日（月）に開催した。参加者合計30名に求職相談を行い26名が求人者との面談を行った結果、当日4名、後日4名に紹介票を発行し採用が決定した。面談後、採用に至らなかった参加者に対しては、ハローワークの求人情報提供サービスの求人を案内、履歴書の添削、面接時の基本講座や就労支援ナビゲーターへの誘導等を併用することで継続的に求職相談を行えるよう取り組んだ。また、生活困窮求職者に対し、ふじばんくOSAKAと連携し、食料品の配付を行った。あらゆる求職者に対し就労に向け再チャレンジ可能な「伴走型支援」を実践し、「地域での就労支援の拠点化」に向け取り組んだ。

さらに、西成区民センターで開催された「住まいとくらし緊急サポートプロジェクトOSAKA」が主催する相談会に参加し、出張求職相談を行い当日に紹介票を発行した。

[第4表]

※「NISHINARI就職応援フェア」とは、従前からの利用者に加え、生活保護受給者のうち就労自立支援等の対象になっている求職者の就職も応援するため、地域関係機関(大阪市西成区保健福祉センター分館等)

と連携、また、センターに登録している求人者を集め、求職者と求人者間の面談やマッチングをその場で提供する企画。

## (2) 高年齢者求職相談

高年齢者は、内的・外的要因により、職業選択の幅が狭まる傾向にある。特掃の申込者を含め、求職者には、本人の状況を聞き取り、ニーズに沿った多様な求人の分野で就労し、活躍できるよう「就労支援システム」の履歴データ等を活用し、警備業や清掃業等の求人に必要な履歴書の作成等、ひとりひとりに寄り添った支援を行った。

また、特掃での就労を継続してきたものの、さらなる体力低下等の理由により、特掃就労も難しくなってきた求職者には、本人の希望を聴き取るとともに、雇用主であるNPO釜ヶ崎支援機構と情報共有や調整を行う等、丁寧な対応を心掛けた。

なお、特掃の新規申込者のうち、まだ「利用者カード」を申し込んでいない求職者に対しては、利用者カードの作成を行うことで、特掃以外の就労について、より踏み込んだ対応を図った。

[第7表]

※「相談記録」とは、紹介課窓口で新規の求職相談者のうち、年齢が55歳以上で利用者カードを作成した求職者の数。

## 3 センターの駐車場を中心に求人者の指導及び就労経路の正常化促進

センターの駐車場及びその周辺で求人募集している求人者に対し、日雇雇用保険等の手続きを主とした求人受理の適正化を図ることを目的として指導をさらに強化していく、求職者が安心して就労機会を得られるよう適正な職業紹介を行った。

特に、センターの駐車場を利用する求人者には、効率的に求人募集が行えるように窓口利用を奨励し、待合場所を「有効で便利にマッチングできる場」として利用するように積極的に働きかけた。

また、主に駐車場周辺で募集活動を行う求人者に対しては、駐車場の利用と窓口紹介の利用を奨励し、窓口求人への集中化を図るとともに、日雇求人の募集要件を満たさない未登録の求人者等には、助言や登録指導等を行ったうえで、求人数及び求人状況の把握に努めた。

労働条件の違反等が判明した求人者には、速やかに問題解決に向けた対応を行い、適切な条件等で雇用するよう促した。

また、訪問・電話・文書を通じて事業状況を把握し、求職者に確かな雇用条件や事業所の特徴、アピールポイントや宿舎情報等が提供できるよう情報収集を行い、収集した情報を待合場所に設置したモニターで可視化し、マッチングに向けての活用を図った。

特に若年層には必須となりつつあるWi-Fi環境の整った宿舎を持つ、42社の事業所名を一覧にしてアピールした。

[第8表-2]

## (1) 事業所指導

### ① 事業所懇談会

コロナ禍により令和2年度・3年度は中止したが、今年度は開催可能と判断し、令和4年11月17日(木)に「エル・おおさか」にて開催した。事業所11社12名の参加があった。

講師を招き、日本年金機構からは健康保険の日雇特例被保険者制度における制度の仕組みや事業主が担う事務について、社会保険労務士からは建設現場での働き方改革・社会的要求事項についての講演を行った。センターからはセンターを取り巻く状況の変化による課題と

解決に向けた今後の取組みを示した。

実績 1回開催

## ② 事業所座談会

センターと登録事業所及び登録事業所同士のつながりの強化と自由な意見交換を図るために9月に「多様な働き方を支え、福利厚生を考える」、1月に「センターの「これまで・いま・これから」を考える」、3月に「次年度から早朝窓口が変わります（予定）」というテーマで開催し、延べ21事業所23名が参加した。

また、コロナ禍で遠方や業務上の都合等で当日参加できない登録事業所のために、ウェビナー形式による配信も同時に開催され、事業所・関係者6名の参加が確認できた。

実績 3回開催

## ③ 雇用管理改善の促進

中小規模の求人者を主な対象とし、人材の確保や確保した人材が継続的に働ける環境を整えてもらうために、事業所懇談会を通じて社会保険労務士による雇用条件の改善、福利厚生面の充実や助成金活用のアドバイスを行った。また職員による事業所との面談等では、特定求職者雇用開発助成金に関して対象者の就労実績を確認し、手続きを進めた。また、事業所訪問では求人開拓に併せて健康保険日雇特例加入勧奨を行うことができた。

## ④ 登録事業所への調査

過去1年間（令和3年10月1日から令和4年9月30日）に現金求人・契約求人を行った登録事業所125社を対象に面談・電話・FAX等で実態調査を行い、事業状況、求人動向、宿舎の状況、雇用している労働者数や求人状況等を聞き取った。

今年度の調査では、仕事量が「増加した」と回答した事業所は32社（前年比+4.5%）、「横ばい」と回答した事業所は50社（前年比+4.2%）であり、一昨年に落ち込んだ仕事量から戻りつつある傾向の昨年とほぼ変わっていない状態だと言えるが、一方で建設需要に比して労働者確保が困難であるため、仕事量を抑えているという問題も孕んでいる。

今後の雇用環境の変化を把握し、求人確保に役立てるとともに、地域関係団体等に情報提供を行う。

調査期間：令和4年11月21日（月）～11月30日（水）

[第8表-7]

## ⑤ 労働・社会保険の適用、建設業退職金共済制度等への加入状況の把握、促進と指導

求人者には、円滑に求人を受理するために、日雇雇用保険の更新について確認を徹底し、今年度は126社の更新が確認できた。併せて、関係機関と連携し、文書送付や事業所訪問を通じて、健康保険日雇特例の適用促進を28社を行い、10社の加入が確認できた。

また、建設労働者の退職金制度として作られた建退共の加入状況の把握と加入促進を行った。

## ⑥ 求人の受理の適正化

求人の受理において、求人担当者と求人者との雇用関係の明確化等を図るために、求人担当者には「求人担当者カード」の交付を行った。

今年度は、126名分を配布し、地域で募集活動を行う求人担当者の適正化を図った。

# （2）就労正常化の促進

## ① 就労正常化促進特別指導

早朝5時からセンターの駐車場及びその周辺において「雇用条件の明示」や「適正な労働契約の締結」等を図るため、就労あっせんの正常化を促進した。

特に、駐車場周辺で募集活動を行う求人者に対しては、駐車場の利用や窓口求人の利用を促し、地域で日雇求人の募集要件を満たさない未登録の求人者等には、助言や登録指導等を行ったうえで、求人数と求人状況の把握を行った。

また、上記の他に月に1回、重点項目を設定し、求人動向や賃金額の把握等を含め、適切な指導を行うとともに求人条件の適正確認・労働条件の明示依頼・雇用条件の向上依頼等を徹底した。

[第8表-1]

## ② 求人事業所調査

センターの駐車場において、早朝の時間帯を除いた時間に、適正な求人活動を促すため指導を行った。更に、週に2回、「求人事業所調査指導日」を設定し、駐車場とその周辺で指導を行った。内容は、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に基づく募集方法、窓口求人の利用促進や新型コロナウイルス感染防止対策・夏場の熱中症対策といった求人時期に応じた求人者への指導等とした。

また、日雇求人の募集要件を満たさない等の求人者が判明した場合には、直ちに適切な指導を行った。

[第8表-1]

## 4 就労機会の確保のための求人開拓事業

求職者ニーズの多様化に伴う様々な業種の求人確保や近年求人実績がない求人者に対し、求人の掘り起こしを行った。

とりわけ、「NISHINARI 就職応援フェア」でニーズの高い建設業以外の産業（警備業・清掃業・介護業・倉庫内軽作業等）や短時間・短日数の雇用形態に対応している求人者への求人開拓を行った。

また、新たな労働力として期待されている地域の在留外国人の求職ニーズにも対応できるよう、市内の外国人住民の分布を調査し、実態の把握に努めた。

[第8表-1～2]

### (1) 新規開拓

従来の就労先の確保に加え、新たに地域に求職に来た求職者（外国人含む）のニーズに対応できる新しい就労先の確保も求められている。

そのため、ハローワークの求人情報提供システムを積極的に活用するほか、各種求人情報誌・新聞広告・インターネットでの求人情報等、あらゆる媒体から情報収集を行い、訪問や求人勧奨パンフレットの送付によりニーズに沿った新規求人者の開拓を行った。

[第8表-1]

### (2) 雇用勧奨

#### ① 雇用勧奨

近年求人実績のない登録事業所や地域から日雇労働者を雇用しているがセンター窓口を利用していない求人者に対し、センターに求人申込みを促し、訪問や文書等により地域の求職者の雇用勧奨を行った。

一般求人を受理した求人者や新規求人開拓で登録を行った求人者に対して、継続して雇用勧奨を行った。

[第8表-2]

## ② 高年齢者雇用奨励

多様なニーズに応じた紹介先を確保するため、短時間就労可能な求人者や建設業以外の清掃業・警備業等の求人者に対し、事業所への訪問や文書等により、求人開拓・雇用奨励を行った。

[第7表]

## II 労働福祉事業

地域労働者の置かれている雇用環境は依然として厳しく、ホームレス化などの生活基盤の脆弱化を防ぐため、個別的・継続的・包括的支援を実施する必要があり、労働・労災相談、医療・生活身上相談、労働者援護など、就労支援の一層の充実を図った。

「利用者カード」から就労履歴や資格の取得状況、各種相談の利用状況などを横断的に把握し、「就労支援システム」により、相談者にあった就労支援を行った。

就労困難者の中には、職業紹介だけでは就労自立につながらず、何らかの衣食住の支援とセットにすることで、生活基盤を安定させが必要な者も少なくない。関係機関や地域の支援団体との連携を深め、就労可能な状態になるまで寄り添う支援や就労中の生活支援、アフターフォローを強化することで就労支援を充実させた。

令和4年度は、コロナ禍の影響による失業や生活困窮に陥った労働者への総合的な支援の必要性から各関係機関との連携の現状と課題を個別に分析し、より良い連携体制を構築していく中で、中期運営方針に掲げた他機関との連携件数95件を達成した。

※「他機関連携」とは、地域内外の各関係機関・団体の特性に応じて、個別に協力関係を結び支援を行うもの。

### 1 賃金等労働条件に関する相談

特に初回相談・相談終結時の対応力の向上に努め、ケース検討を通じて相談能力の向上を図った。

また、登録事業所への速やかな賃金清算の勧奨や、賃金清算のための事業所への交通費を支弁できない労働者への小口給付等を積極的に活用し、迅速な問題解決に取り組んだ。法令違反の疑いや労働者からの相談が多い事業所には、事業所指導を行うなど問題の解決に取り組んだ。

[第9表-1]

### 2 労災相談及び労災休業補償立替貸付事業

労働者が労働災害に遭った場合、その相談に応じ休業期間中の生活の安定を図るため、休業補償給付の立替貸付を行った。

また、立替貸付期間中に生活上の問題点を聴き取り、労災治癒後に安定した就労・生活が送れるよう、必要な支援を行った。

#### (1) 労災相談

労働者の労働災害に関する知識・経験不足による手続きの行き詰まりを防ぐため、仕事中に負傷した場合は現場責任者に必ず報告し病院を受診するよう啓発を行った。また、若年層が多い技能講習受講者を対象に「知っておこう労災保険」のリーフレットを配布し、注意喚起を行った。

事業所訪問時には、センターの労災相談及び労災休業補償立替貸付事業について情報提供し、利用勧奨を行った。

センターでの立替には至らないが、手続きの支援や助言を求める被災者からの相談が新規相談の増加となった。

[第10表]

#### (2) 事業主証明の請求並びに代理請求に係る連絡調整事務

長期療養を要する立替労働者の割合が少なかったため、昨年度に比して4.0%の減少となった。

[第10表]

### (3) 労災休業補償給付の立替貸付

労災休業期間中の労働者の生活の安定を図り、治療に専念してもらうため、日々貸付  
1, 933, 000円（延貸付日数430日分）、一括貸付44, 000円、合計  
1, 977, 000円の立替貸付を行った。

立替金の差額精算820, 764円と合わせて取り扱い合計は92件、2, 797, 764円  
であった。

貸付人数は6人で、長期療養を要する立替労働者の割合が少なかったため、取扱金額は  
45.8%の減となった。  
〔第10表、第11表〕

### (4) 労災立替貸付債権の保全（貸付金の管理、回収）

傷病・通院の確認、労働基準監督署との連携に努め、1, 890, 000円の立替債権の回収  
を行った。  
〔第11表〕

### (5) 労災休業者の就労自立への支援

労災治癒後、円滑に就労生活に復帰できるよう、立替貸付期間を活用して、住民票の回復、マ  
イナンバーカードの発行、銀行口座の開設、債務問題の解決、年金受給資格の確認、健康保険の  
加入、建退共の加入、居住の安定化など、多面的な支援を行った。

#### <総括>

##### 1、2について

大阪労働局との連絡調整会議を通じて、関係法令への理解を深め、困難な相談ケースの  
解決に努めた。また、関係機関が主催するイベントなども活用し、労働・労災相談の普及・  
啓発、出張相談等を行った。

コロナ禍の感染拡大や建設資材の不足により、求人の回復に向かいづらい状況を反映し、  
労働・労災相談の継続件数が抑制された。

## 3 医療相談、生活身上相談、労働者援護

健康上の理由や一時的な生活困窮で就労の機会を逸している労働者や、より安定的な雇用を求めて  
いる労働者などに対して、支援に取り組んだ。

### (1) 医療相談

#### ① 医療相談

治療が必要な労働者には、(社福)大阪社会医療センターへ診療依頼を行った。軽度の場合、労働  
者の求めに応じて傷テープ・軟膏を配付した。  
〔第12表〕

#### ② 健康管理の推進

高血圧の労働者に対して、健康管理の啓発を行った。特に、就労開始前には自主的な血圧測定  
を薦めた。血圧計の故障による利用停止期間があったため、実績は前年より減少した。

〔第12表〕

### (2) 生活身上相談

#### ① 総合相談・総合支援

「利用者カード」の発行を通じて労働者のニーズ把握を行い、相談内容や紹介先情報を一元的  
に管理する「就労支援システム」による電子カルテ化を進めた。聞き取り項目を整理・統一する

とともに、カルテの内容を可視化・分類することで統計や現状把握を円滑に進めた。（概況報告）引き続き事業案内や啓発資料を作成して関係機関等に配付し、何らかの困難に直面している労働者の窓口への誘導を図った。

センター単独では解決できない多様な相談に対応するためには、他機関連携が重要となる。

関係機関等との連携の現状や課題を分析しつつ、その役割や特色を踏まえ総合的な支援を行った。また、他機関との定例会議の開催や日常的な情報交換に一層積極的に取り組み、より良い連携体制の構築を図った。（総合支援まとめ）

令和4年度の「利用者カード」の発行数は、前年比で1.2%の減少となったが、生活困窮者への支援制度の打ち切りや長引くコロナ禍の生活困窮がじわりと広がったことが新規支援の増加となった。また、他機関からの誘導はコロナ禍の影響を引き継ぎ受けたが、地域の救護施設等からの誘導においてはスタッフ間の協力が進み、支援件数が増加し中期運営方針の目標を達成した。

生活基盤を支えながらの就労支援では、地域にある救護施設関連との連携が50件と他機関連携の半数を占め、センターからの依頼と施設側からの誘導により、双方の協力関係が強化・充実したことが特徴的な傾向となった。

[第9表-1～3、図表⑨]

## ② 労働関係・生活身上相談

日雇雇用保険制度の適正化や社会保険制度の加入促進に関わる動向等により、労働者が抱える問題に影響を与える。労働者保護の観点から、日雇労働求職者給付金の受給のための日雇雇用保険への加入促進等の相談、国からの給付金等のベースとなる住民票の取得援助を行った。

[第13表]

### ア. 戸籍・住民登録等事務手続きの相談

現場への入場・日雇労働被保険者手帳の取得や銀行口座の開設などのために、住民登録などが必要な労働者の相談・事務手続きの援助を行った。

イ. 就労・生活の安定のため、雇用保険（日雇労働被保険者手帳）の普及・啓発、取得援助を含めた就労相談を行った。

ウ. 労働者の健康の維持・回復のため、健康保険証の取得にともなう相談を行った。

エ. 退職後の生活安定のため、建設業退職金共済手帳の相談・取得のための取り次ぎ援助を行った。

オ. 各種免許証・技能講習修了証を紛失した労働者の再発行相談と手続き援助を行い、就労機会の拡大を図った。

カ. 住居相談では、毎月センター待ち合いで萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社「はぎまち不動産」と共催で、住宅確保要配慮者に対する「住まいの相談会」を実施した。

キ. 尋ね人、落とし物、所得証明等に関する相談を行った。

## （3）労働者援助

生活困窮状態にある者を就労へ結びつけるため、多様な援助を行った。

コロナ禍の感染者対策のため、三徳寮が一時閉所されたことや、労働・労災相談の継続件数の減少が影響した。

### ① 短期宿泊援助

就労の意志を有し、就労機会の確保又は労働力の回復が期待できる労働者に対して、大阪自彊館の協力を得て、必要な宿泊援助を行った。

また、大阪府簡易宿所生活衛生同業組合・サポートティブハウス連絡協議会からの協力を得て、無料宿泊提供を行った。

コロナ禍の感染者対策のため、大阪自彊館の三徳寮が一時閉所されたため、短期宿泊援助の件数が減少した。また、労災・労働相談の継続件数の減少が、短期の宿泊援助を求める労働者の減少に影響した。  
〔第12表〕

② 生活就労援助

賃金・労災書類等の受取りや交通費・食事代などで困っている労働者に必要最低限の援助を行った。  
〔第12表、第14表〕

③ 労働者疾病予防援助

住居が確保できないため一時的に生活に困窮している労働者に、必要最低限の生活用品などの援助を行った。  
〔第12表〕

### III 技能講習に関する事業

地域労働者は、不安定な就労環境や労働条件によって生活困難な状況に陥り、資格取得の機会さえ得ることができない。

このため、技能資格の取得を促進し、就労機会の拡大を図ることを目的に、平成5年度から技能資格取得促進事業を行い、平成13年度からは、厚生労働省の日雇労働者等技能講習事業を受託し、建設機械をはじめとした広範な技能講習を実施してきた。

建設業での人材確保や専門・多能工を養成するため、経験・技量等に応じた適切な講習へ誘導するなど、技能労働者として必要な資格や免許、技術や知識等の修得に向けた取組みを進め、就業率の向上と雇用の安定を図った。

また、新規流入層や加齢・傷病等で建設業での就労が困難な者等に対して、福祉・物流・清掃等の講習を提供し、カウンセリングや就労支援ナビゲーターとの連携強化を図った。人々の生活に欠かせないエッセンシャルワークや人材不足分野等への就労を強力にバックアップし、事業全体で就業率を60%以上とした。

新型コロナウイルス感染対策などを引き続き実施し、受講者を安定的雇用に導くため、「地域ニーズに対応した講習」「信頼関係を構築する受講相談」「就労継続・定着に向けた総合支援」「関係機関と連携した就労先の開拓」「アフターフォローの充実」のコンセプトを実現し、円滑な事業の運営を図った。

令和4年度は、61科目400名の募集に対し、申込者は44科目371名、選考は44科目315名、受講者は40科目257名、修了者は246名となった。就労支援ナビゲーターーやセンターの紹介により「1ヶ月以上の雇用及び期間の定めのない雇用」に就いた人数について、19人となり中期運営方針の目標を達成した。

[第15表-1~2、図表⑩]

※就労支援ナビゲーターとは、日雇労働者等技能講習事業に係る「仕様書」において、就労支援ナビゲーターのアフターフォローが義務づけられており、大阪港のハローワークから専門相談員が出張し、センターで求職相談を行っている。

#### 1 スキルアップ・安定的雇用を目指した講習

受講希望者の多くは、建設現場などで働きながら資格を取り、経験を重ね技能労働者へと成長していく。また、現場では、単一職種における職人としての能力・資格にとどまらず、幅広い作業に対応できる多能工が求められている。

就労に結びつく効果的な技能講習の取得を支援することにより、技術や安全意識を高め、就職・就業率の維持・向上を図った。

また、受講者の中には建設業未経験者や製造・運輸業などで資格を活かして安定的雇用を希望する者も多いため、受講者一人一人に寄り添った支援を図った。

##### (1) 建設業務関係技能講習

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| a 車両系建設機械運転（整地他用）②  | b 車両系建設機械運転（解体用）  |
| c 車両系建設機械運転（基礎工事用）  | d 締固め用建設機械        |
| e 不整地運搬車            | f ショベルローダー等       |
| g 足場の組立て等特別教育       | h 玉掛け             |
| i ガス溶接              | j 足場の組立て等作業主任者    |
| k 地山の掘削・土止め支保工作業主任者 | l 型枠支保工の組立て作業主任者  |
| m 建築物等の鉄骨の組立て作業主任者  | n 木造建築物の組立て等作業主任者 |

- 有機溶剤作業主任者
- q コンクリート解体等作業主任者
- s 職長・安全衛生責任者
- u アーク溶接特別教育
- w 振動工具安全衛生教育
- y 丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育
- イ ダイオキシン類ばく露防止特別教育
- ハ ロープ高所作業特別教育
- ニ フルハーネス型墜落制止用器具安全帶特別教育
- ホ はい作業主任者
- p 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- r 石綿作業主任者
- t 石綿使用建築物等解体等業務特別教育
- v 研削砥石特別教育
- x 電気取扱（低電圧 600V 以下）
- z 粉じん作業特別教育
- ロ 巻上げ機運転特別教育

(※ ②は2コース)

## (2) 運輸業、製造業関係等技能講習＜建設業務にも有効＞

- a フォークリフト運転 ②
- c 小型移動式クレーン ②
- e 床上操作式クレーン
- b 高所作業車 ②
- d クレーン（荷重 5 t 未満）

(※ ②は2コース)

### <総括>

#### (1)、(2)について

建設関係、運輸・製造業関係の受講者は 164 名で、昨年比 27.4 % の減少（昨年 226 名）となった。

日雇労働という雇用形態からくる不安定な就労環境により、コロナ禍などの社会・経済状況の変化があると、たちまち生活を直撃し受講に結びつきにくい状況であった。

## 2 職種転換・安定的雇用を目指した講習

受講希望者の中には、日雇から脱却し安定的雇用を希望する者、建設業未経験の若年者や建設業での就労が体力的に困難となり就労可能な職種に転職したいと考えている者も少なくない。

そのため、With コロナ時代に即したサービス産業系講習科目を設定することとし、マンション清掃体験講習、パソコン日報作成講座の 2 科目を新設し、介護、清掃、造園、運搬・包装、パソコン等、サービス産業系 17 科目 95 人の受講を目指した。 [第 15 表-2]

### (1) 自動車運転免許職種転換講習

自動車運転免許については、職種を問わず必要とされるものであり、旅客運送業、倉庫・陸上運送業、被介護者等の送迎など、安定的雇用を目指す者に対して実施した。

- a 大型自動車運転免許
- c けん引自動車運転免許
- e 普通二種自動車運転免許
- b 大型特殊自動車運転免許
- d 大型二種自動車運転免許

### (2) 介護業務関係職種転換講習

#### ① 介助者入門セミナー

介護の仕事に興味はあるが経験や知識がない者に、理解を深めてもらうきっかけづくりを行った。実技講習を含めてセンター施設内で実施することにより、介護業務体験講習へ誘導した。

## ② 介護業務体験講習

「介護業務に興味があり、実際の現場を知りたい」「受講する前に現場を体験し、適性があるか判断したい」などの声に応え、体験講習を実施し介護職員初任者研修へ誘導した。

## ③ 介護職員初任者研修

体験講習修了者を対象に、実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染防止の観点から講習が中止となった。

## ④ 重度訪問介護従事者養成研修講座

肢体や体幹に重度な障がいのある人たちの生活（自宅での支援と外出支援）に携わる重度訪問介護の業務で就労することを目指し、就職活動を一層有利に進め、より幅広い福祉分野での就労が可能となるよう、全身性障がい者ガイドヘルパー養成研修と現場実習等を含んだ研修を行った。

## （3）造園・林業関係職種転換講習

### ① チェーンソー（伐木）・刈払機（草刈）作業従事者講習

造園・林業に不可欠な資格であり、公共工事や農業、ゴルフ場、公園清掃など様々な現場においても幅広く使用されており、資格取得により就労機会を広げ、将来の就労イメージを描けるよう支援を行った。

また、刈払機講習とチェーンソーの1日目（学科のみ）の講習をセンター施設内で実施することにより、受講者の利便を図るとともに、講習事業のPRにつなげた。

### ② チェーンソー・伐木特別教育追加講習

伐木等に関する教育内容が変更され、修了者であっても新たに追加講習を受けなければ業務につくことが出来なくなったため、対象となる資格所持者に対して、教育内容更新の周知を図り受講へ誘導したが、問い合わせで留まり申し込みには至らなかった。

## （4）機械の習熟を図る講習

技能講習の修了証を所持しているが、現場経験が浅く資格を活かせていない者や習熟度を一層高めることにより安定的雇用を希望する者を対象に働きかけを行った。

### ① 建設機械習熟コース

### ② フォークリフト習熟コース

## （5）清掃関係職種転換講習

### ① 清掃業務体験講習

高齢になり建設での就労継続が困難になった労働者を対象に実施した。

センター施設内で講習を行うことで受講者の就労意欲を高め、見学者を受講へ結びつけた。

### ② ベッドメイキング講習

ホテルの客室清掃には、ベッドメイキングが必須であり、受講者の利便を図るため、座学はセンター施設内で実施し、実技は簡易宿所生活衛生同業組合の協力により地域内にあるホテルの客室を借り上げ、実際のホテル清掃現場に近い環境で実施した。

清掃業務体験講習と併せて受講する事により、より一層清掃業への就労意欲を高めた。

### ③ マンション清掃体験講習

地域ニーズが高く、地域で不足しているマンション（簡易宿所を含む）清掃に特化した技術を習得し、居住者への接遇や環境衛生面の知識が得られるよう工夫した。

講習は、清掃業務体験講習受講者を対象に開催し、併せてベッドメイキング講習を受講することで、清掃業でのエキスパートを目指すよう誘導した。

### (6) パソコン講座

履歴書や職務経歴書の作成を支援することで、新しい仕事に挑戦することへの不安解消に繋げ、就職活動・面接を少しでも有利に進めることを目指し、受講者のレベルに応じ、初級及び中級コースを開設した。

また、介護業務や清掃業務、物流や倉庫内作業、建設業での職長クラスで業務日報や在庫管理、報告書の作成を求められた時などを想定し、苦手意識の克服を図るため、日報作成に特化した講習を新設した。

様々な職種で不可欠な日報・履歴書作成等で必要な操作習熟や講習効果を高めるために受講者用パソコンを常設し、就労機会の拡大を目指した。

### (7) 運搬・梱包業務体験講習

清掃や介護分野以外の職種で安定的雇用を目指すため、物流や倉庫内の作業現場などで仕事（ピッキング、梱包、荷運び）を希望する者が、基本的な知識とスキルを学び、安全面やリスク管理に対応するため、実技やコミュニケーション講習を取り入れセンター施設内で実施した。

<総括>

(2)、(3)、(5)、(6)、(7)について

全体の受講修了者数は246名で、昨年比で9.9%の減少（昨年273名）となったが、職種転換型講習の受講修了者は82名で、昨年比で74.5%の大幅な増加（昨年47名）となった。

令和4年度は、職種転換型講習での開催中止がなくなり、地域の関係機関の技能講習事業への理解が深まり、受講修了者の増加につながった。

## 3 適切な講習受講・就労に誘導するための取組み

技能と就労に関わる総合サポート体制と位置づけ、「受講相談」、「カウンセリング」、「紹介窓口・求職相談への誘導」、「就労支援ナビゲーター」と連携した。

また、関係機関や地域の支援団体とも連携し、受講者の安定的雇用を目指した。

新型コロナ感染対策として、窓口や机の消毒、入室時のアルコール消毒、検温等を実施した。

[第16表]

### (1) 受講相談

受講相談は、単なる要件確認の場ではなく、相談者との信頼関係を築く重要な場であり、その後の継続した就労支援の成否を握る鍵となることから、相談者の職業経験や職業能力、希望する職業や雇用形態、就労や生活状況、安定的雇用への意向等を勘案し、適性に応じたスキルアップ、職種転換・常用就職型講習の各メニューを提示し、適切な受講科目を薦めた。

コロナ禍で就労日がさらに不安定となる中、講習直前に受講予定者に電話等での状況把握やサポートを行うとともに、定員割れによる講習開催中止で受講機会が損なわれたり、受講日の再調整が生じないよう講習機関と調整した。

受講修了後のアンケートを通じて、安定的雇用への意欲の喚起や資格が活かせていないと回答した者へのフォロー、就職者が職場に定着できるようアフターフォローを実施した。

受講相談は849名で、昨年比8.2%の減少（昨年925名）となり、カウンセリングの相談件数は243名で、昨年比27.2%の増加（昨年191名）となった。

全体の受講修了者が9.9%の減少となった結果が、受講相談にもそのまま反映されたが、職種転換講習の受講者増加に伴い、カウンセリング受講を通じた受講意欲の向上と安定雇用への移行・定着支援への充実を図ることができた。

## （2）「見せる講習」での発信・啓発

センター施設や地域の宿泊所での清掃講習等を、地域の労働者・事業所・関係団体に公開し、受講者の利便性や意欲の向上、受講者に寄り添った求人開拓や紹介、関係機関との連携強化を図った。

## （3）カウンセリングの実施

自己分析や自己理解を通じて講習や就労意欲の向上につなげるため、カウンセラーによる支援を行った。

スキルアップ型講習の受講者に対しては希望に応じて実施し、職種転換・常用就職型講習の受講者に対してはレポートの提出と併せて就労意欲の向上のため受講するよう誘導し、きめ細やかなフォローを行った。

安定的雇用を目指す者を対象に、履歴書・職務経歴書の書き方、面接マナー、求職活動の方法などについて、就職活動講習会を実施した。

また、カウンセラー資格を有するコーディネーターにより、的確かつ効果的な技能講習の誘導や、安定的雇用に向けた支援を行うとともに、カウンセリングを実施したケースについて、スーパーバイザー・カウンセラー・職員でケース検討を行い、相談者の理解を深め支援に役立てた。

## （4）就職活動講習会の実施

安定的雇用を目指す者を対象に、履歴書・職務経歴書の書き方、面接マナー、求職活動の方法などの、きめ細やかなフォローを行った。

## （5）資格取得を通じた安定的雇用への移行支援

就労支援ナビゲーターとの連携、またはセンターの紹介を通じて、「1ヶ月以上の雇用及び期間の定めのない雇用」への移行支援を行った。内訳は、清掃業7件、建設業4件、倉庫業3件、介護業3件、マンション・駐車場管理2件となった。

### ① 紹介事業との連携

技能講習受講修了者のフォローアップとして、求職相談に誘導し、就労機会の拡大のため、受講者の状況に応じた職業紹介を行った。

受講者から希望する職種を聞き取り、（一社）大阪府建団連や地域関係機関と連携した求人開拓を行い、安定的雇用につなぐ選択肢の充実を図った。

### ② 就労支援ナビゲーターとの連携

選考説明会に就労支援ナビゲーターを招き、ハローワークの求人票閲覧コーナーを設け、説明会参加者が自由に閲覧できるようにした。また、説明会後は就労支援ナビゲーターと職員が情報共有することを定例化し、就労支援の質の向上に取り組んだ。

常用就職希望者には、就労支援ナビゲーターが求職相談を実施し、ハローワークに求職登録を

行うよう誘導した。

## 4 効果測定（事業所・受講者ニーズの把握）

### （1）受講修了時のアンケートの実施

講習実施機関と連携し、講習が「役立った」「役立たなかった」の二者択一のアンケートを実施したところ、「役立った」との回答が90%を上回った。 [第16表]

### （2）就職・就業率の把握

受講修了者の中で、修了した日が属する月の翌月から3ヶ月間に、月13日以上就業した月が2月以上ある労働者の割合（就業率）は、年度修了者246人中、5月から12月までの修了者114人のうち58人で、50.9%であった。

また、就職・就業者数を講習科目ごとに整理し、募集人数に対する充足率が50%、就職・就業率が20%を下回る講習については要因分析を行った。

### （3）事業主の人材ニーズと労働者のニーズ調査

事業主、労働者107件の聞き取りを行い、それぞれが必要としている講習科目的設定と規模を精査し、令和5年度の上位の科目の選択と講習の回数・規模に反映させた。 [図表⑦]

### （4）独自の受講者ニーズの把握

受講修了3ヵ月後に独自アンケートを実施し、145人より回答があり、93.8%の136人より「資格が役に立った」との回答を受けた。

その理由を複数回答で尋ねると、「働く機会が以前より増えた」69件、「業者からの評価が高まった」56件、「就職活動を積極的に行うようになった」48件、「危険予知行動を積極的に行うようになった」47件、「新しい現場に入れるようになった」44件、「職種が広がり付き合う業者が増えた」34件、「賃金など労働条件が良くなった」28件、「正社員になった」5件となっている。

また、「資格が役に立っていない」と回答した受講者には、カウンセリングや就労支援ナビゲーターへの誘導を行った。

さらに、アンケートにもとづき事業の改善に資する意見があれば、企画・立案の参考とした。

## IV 広報啓発及び福利厚生事業

あいりん地域におけるセンターの役割、各事業の一層の推進を図るために、創意工夫したタイムリーな情報発信は欠かせないことから、ホームページやモニター・掲示板などを活用し労働者・事業所にわかりやすい魅力的なPRを行い、広報事業の強化・財団の認知度アップに努めた。

### 1 労働安全啓発及び広報事業

「センターだより」などを通じた労働安全啓発に加え、労災補償制度のパンフレットなどを独自に作成し啓発を行った。また、日雇雇用保険・健康保険・建退共制度の普及をはじめ、センターで実施している技能講習、総合受付窓口などの周知を図るため、ポスターなどを作成し、簡易宿所や関係機関・団体などに広く配布した。

さらに、「萩之茶屋文化祭」は、萩小の森・センター駐車場を会場として3年ぶりに開催され、センターも相談コーナーを設けて参加し、認知度アップに努めた。

実施日 10月22日（土）

### 2 センターだよりの発行

求人情報や労働関係の啓発・健康知識などの普及を図るため、広報紙「センターだより」を作成し、労働者・事業所及び簡易宿泊所、関係機関などに配布した。

令和4年度は、センターが取り組む事業案内や、地域労働者の生活に関わる最新情報等をわかりやすく伝えていくことに努めた。

広報紙 月1回 2, 500部

### 3 労働者べんりちょうの発行

日常の疑問やトラブル解決のための機関案内など、労働者の仕事や生活に役立つ情報を掲載した「労働者べんりちょう」を発行し、事業所及び簡易宿泊所、関係機関などに配布した。

年1回 6, 000部

### 4 労働安全啓発相談

熱中症、感染症、アスベストの健康被害など、広報紙やポスターを作成し、労働者・事業所双方に対し啓発を進め、労働安全の相談を行った。

### 5 地域労働者のための福利厚生事業

#### (1) 「将棋愛好者のつどい」の開催

地域労働者の相互交流の機会を提供し、就労意欲の維持と回復のため、日本将棋連盟の棋士の指導を受け「将棋愛好者のつどい春の将棋大会～初心者から一般の方まで～」「将棋愛好者のつどい」を開催した。実施に際しては、日本将棋連盟のガイドラインに沿って、コロナウイルス感染予防対策を徹底した。

6月実施 参加者29名

10月実施 参加者30名

## (2) 「たそがれコンサート」の開催

コンサートは、地域労働者はもとより、地域住民にも広く親しまれる行事として定着しており、大阪府立淀川工科高等学校吹奏楽部の協力を得て、萩之茶屋南公園（通称：三角公園）において、安全確保と感染対策に努め開催した。

2年間中止が続いたが、今回から出向井先生が指揮をとられ、吹奏楽部による演奏は30回目を迎えたため、大阪府知事とセンター代表理事から感謝状を贈呈した。

9月実施 約260名参加

## (3) 「西成×アート」の共催

地域の団体から「労働者にも見る機会を提供したい」との声が上がり、労働者福祉の観点から、NPO法人ココルームと大阪工業大学空間デザイン科との共催で、待ち合いスペースで開催し、学生が作成した旧センター北側跡地の活用についての模型が展示された。

6月24日（金）～8月2日（火）開催

## V 収益事業等

### 1 自動販売機事業

施設利用労働者の福利厚生のため、自動販売機を設置し、飲料水等を安価で安心して提供できるよう運営を行った。

令和4年度は、令和3年度に設置したアイスクリームや、食料品の高騰の中、安価なパンの販売機が好評で利用者に喜ばれた。

また、携帯電話を持たない施設利用労働者のために、公衆電話を設置しているが、給付金等の問い合わせに活躍した。